農用地利用集積等促進計画

		土地の表示								地権者が機構に設定する権利				機構が耕作者に設定する権利					AT	添付書		契約の状況			±17.64			
農地番号	市町村	大字	字	地番	登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数(年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	借受経営体の 名称	経営体 の区分 (注2)	添付書 類省略 の区分 (注3)	新規	更新	付替	地域計画 の地区 (注4)	契約 区分 (注4)	備考
1	琴浦町	光好	ズリノ前	687	田	田	飼料畑	2,673	2,673	R5. 8. 1	R10. 7. 31	5年0ヶ月	6,000	16,038	R5. 8. 1	R10. 7. 31	5年0ヶ月	6,000	16,038	三浦 勝美	1	Α		0			1	
2	琴浦町	光好	出ロノ下	110	田	田	飼料畑	3,021	3,021	R5. 8. 1	R10. 7. 31	5年0ヶ月	6,000	18,126	R5. 8. 1	R10. 7. 31	5年0ヶ月	6,000	18,126	三浦 勝美	1	А		0			1	
3	琴浦町	大杉	市倉東峯	794—162	畑	畑	飼料畑	1,704	1,704	R5. 8. 1	R10. 7. 31	5年0ヶ月	6,000	10,224	R5. 8. 1	R10. 7. 31	5年0ヶ月	6,000	10,224	合同会社三浦牧場	1	B, C	0				1	
4	琴浦町	尾張	大下モ	21	田	田	水田	1,688	1,688	R5. 8. 1	R15. 7. 31	10年0ヶ月	0	0	R5. 8. 1	R15. 7. 31	10年0ヶ月	0	0	定秀 悠介	1		0				1	
5	琴浦町	尾張	大下モ	22	田	田	水田	1,639	1,639	R5. 8. 1	R15. 7. 31	10年0ヶ月	0	0	R5. 8. 1	R15. 7. 31	10年0ヶ月	0	0	定秀 悠介	1		0				1	
6	琴浦町	尾張	中田	218	田	田	水田	991	991	R5. 8. 1	R15. 7. 31	10年0ヶ月	0	0	R5. 8. 1	R15. 7. 31	10年0ヶ月	0	0	定秀 悠介	1		0				1	
7	琴浦町	尾張	中田	220-1	田	田	水田	654	654	R5. 8. 1	R15. 7. 31	10年0ヶ月	0	0	R5. 8. 1	R15. 7. 31	10年0ヶ月	0	0	定秀 悠介	1		0				1	
8	琴浦町	尾張	中田	221-1	田	田	水田	1,387	1,387	R5. 8. 1	R15. 7. 31	10年0ヶ月	0	0	R5. 8. 1	R15. 7. 31	10年0ヶ月	0	0	定秀 悠介	1		0				1	
9	琴浦町	湯坂	中才	381 — 193	畑	畑	普通畑	2,563	2,563	H30. 5. 1	R10. 1. 10	9年8ヶ月	0	0	R5. 8. 1	R10. 1. 10	4年5ヶ月	0	0	株式会社地輝	1	B, C			0		3	
10	琴浦町	湯坂	中才	381 — 194	畑	畑	普通畑	486	486	H30. 5. 1	R10. 1. 10	9年8ヶ月	0	0	R5. 8. 1	R10. 1. 10	4年5ヶ月	0	0	株式会社地輝	1	B, C			0		3	
11	琴浦町	湯坂	中才	381 — 195	畑	畑	普通畑	340	340	H30. 5. 1	R10. 1. 10	9年8ヶ月	0	0	R5. 8. 1	R10. 1. 10	4年5ヶ月	0	0	株式会社地輝	1	B, C			0		3	
12	琴浦町	湯坂	中才	381-413	畑	畑	普通畑	578	578	H30. 5. 1	R10. 1. 10	9年8ヶ月	0	0	R5. 8. 1	R10. 1. 10	4年5ヶ月	0	0	株式会社地輝	1	B, C			0		3	
13	琴浦町	湯坂	中才	381-412	畑	畑	普通畑	2,129	2,129	H30. 5. 1	R10. 1. 10	9年8ヶ月	0	0	R5. 8. 1	R10. 1. 10	4年5ヶ月	0	0	株式会社地輝	1	B, C			0		3	
								19,853	19,853																			

○注記ごとに該当する記号を記載

- 注1 ①機構を介して賃料を授受。 ②地権者と耕作者が賃料を直接授受。(項目削除)
- 注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者 ⑥その他
- 注3 A 同じ経営体が同じ農地を耕作する場合。 B 法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合(新規に借受けを行う場合は除く)。
- 注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。 ④軽微変更の場合。